

令和2年2月

総会議事録

萩市農業委員会

令和2年2月総会

萩市農業委員会総会議事録

2月18日(火) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第9号 空き家に附属する農地の指定について
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第11号 農業委員の辞任に関する同意について
議案第12号 非農地判断について
議案第13号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
議案第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第15号 水田埋立による畑地造成の届出について
議案第16号 現況確認書の交付について

○出席委員(16名)

1番	品川	民雄	2番	田村	廣
3番	原田	知美	欠席	吉村	榮子
5番	小野村	壽美夫	欠席	佐伯	泰資
7番	烏田	茂夫	8番	長富	繁美
9番	原川	久美子	10番	岡崎	弘明
11番	松田	由美子	欠席	守永	正範
13番	鈴川	肇	14番	藤田	芳昭
15番	中村	博和	16番	矢次	利典
17番	吉村	剛	18番	尾木	武夫
19番	片岡	兼雄			

○議事録署名委員

3番 原田 知美

15番 中村 博和

○議事

○議 事

事務局長

只今から、令和2年2月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、16名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長

開会のあいさつ

議 長

これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、議事録署名委員は、3番 原田委員、15番 中村委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長

議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局は第1項の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議案8号第1項についてご説明いたします。議案は2ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積973m²外2筆、畑の面積が2,845m²です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は6,952m²、内容は畑です。権利の種類は所有権移転で贈与です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、祖父から孫へ生前贈与するため、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、取得後の農作業従事日数は、ご本人さん250日、お母さんが150日となっています。

次に場所ですが、現地については2月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、東へ約2.8kmの地点にあり、●●●さんの

●●があります。ここから●●●に上がって行って、ここ山際の台地の一画になります。

當農計画ですが、申請地はこれまで果樹等が植えられており、取得後も果樹等を栽培されます。

農機具については、軽トラック1台、草刈機2台、動噴1台、選果機1台を保有されています。柑橘の出荷先については、JA、青果市場への出荷を予定されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員

●●●の推進委員の●●●と申します。先ほどの説明の件についてましてご報告申し上げます。2月4日に譲受人の●●●さん、譲渡人の●●●さんに同行をお願いいたしまして、●●●農業委員さんと私と事務局とで現地確認いたしました。現地は●●●にあります、果樹園が栽培されております。みかん畠になっておりまして、譲渡人の●●●さんがしっかり経営されて、場所としては申し分ないところだと思います。●●●さんにつきましては、●●●の●●●を卒業されまして3年経っております、新規就農者として頑張っておられます。家族の応援もありまして、これから農業をやっていくことに特に問題はないと思います。高齢者から若者への権利譲渡になりますので、その辺りもふまえてご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(●●●委員が挙手)

第13番

説明によると、祖父からの贈与ですが、祖父から孫に贈与できるのですか。私の場合、このような事案で、養子縁組をしてから贈与を受けたのですが、今は関係ないですか。

事務局

法律上は、贈与はどなたでも出来ます。この度のおじいさん名義

事務局 法律上は、贈与はどなたでも出来ます。この度のおじいさん名義をお孫さんにという件ですが、お父さんが知らない間にということで、家族間で揉め事になっては困りますが、現地確認にもお父さんの方が来られて、飛び越してしまいますが、自分もそのことは了解しているよということですので、贈与については問題ありません。

第13番 はい、わかりました。

議長 よろしいですか。ここはお父さんが●●●にお勤めで、最近辞められて、おじいさんの手伝いをされていて、そこにお孫さんが●●●を卒業され、親子三代で農業をされるということで、果樹と水稻と野菜は玉ねぎだと思います。今●●●で一番若い後継者だと思いますが、頑張っておられます。他にございませんか。それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、第2項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号第2項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積297m²です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は12,106m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、維持管理が困難なこと、譲り受けの申し出があったことから農地を手放すこととし、譲受人の●●●さんは規模拡大の意向があることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢70歳で、田が約1町、畑が約2反のあわせて1町2反の農業経営に従事されおり、年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、奥さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については、2月7日、●●●地区担当の

●●●委員さん、●●●推進委員さんと事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、北へ約150m地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から約5kmの位置にあります。のちほど説明がありますが、本申請の隣接地について、同じ申請者による住宅用地取得に係る転用の申請が出されています。ここが●●●でこちらに県道があり、●●●がここになり、●●●を挟んだ向こう側になります。宅地と農地が隣接しています。

営農計画ですが、取得後は自然薯のほか、野菜を栽培される予定です。

農機具については、パワーショベル1台、軽トラック1台、トラクター1台、耕運機2台、田植機1台、運搬車1台、草刈機3台、動力散布機2台を保有されています。野菜については、道の駅等直売所に出荷される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 ただ今事務局より説明がございましたように、2月7日に●●●推進委員と事務局の方と5名で現地確認をいたしました。譲受人の●●●さんは後継者の息子さんが帰って来られるということで、農業規模の拡大を計画されておるようです。そうしたところに、譲渡人の●●●さんがご高齢で、農地を守っていく事ができないという事で●●●さんと譲り渡しの話しがついたようです。●●●さんは次にも出てきますが、この土地の隣接するところに、農業用倉庫、農家住宅を建てながら息子さんと一緒に農業を続けて行くようあります。大変結構なことでありますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第8号、第3項の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第8号第3項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積612m² 外1筆、畠の面積が984m²です。

譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は0です。権利の種類は所有権移転で売買です。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは、相続により農地を取得したものの、遠隔地に居住しており、維持管理が難しいこと、空き家バンクを通じて、●●●さんに家屋を譲り渡すことになり、畠についても同様に売り渡すことで合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、現在は、非農家で、申請地取得後の経営面積は984m²ですが、申請地は、空き家に附属する農地の指定を受けておりますので、下限面積1アールの適用を受けます。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、奥さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については、2月7日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●から、南東へ約5.4kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から約100mの位置にあります。ここが●●●で、ここは●●●で、公園から入っていったここになります。

當農計画ですが、取得後は、野菜を栽培される予定です。

農機具については、耕運機1台、草刈機2台、トラック1台を保有されています。野菜については、当面自家消費の予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足

説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 この件につきましても、2月7日に●●●推進委員と事務局の方と5名で現地確認を行いました。この土地の耕作者がお亡くなりになられまして、●●●さんが相続されて管理をされておられたわけですが、お住まいが●●●の遠隔地で管理が困難なため、空き家バンクに登録されていました。そこで、●●●さんが空き家バンクを利用され、自分の家庭用の野菜を作るということです。この土地の付近が、人口減少で遊休農地が増えてくるであろうという時に入つて来られて、農地を守ってくださるのは、大変結構な事だと思います。ご本人は大工が本業ではありますが、大工をしながら、家と農地を守っていただけるということですので、地元としても大変喜んでいるような状況です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第4項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに田、面積2,737m²、です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は29,684m²、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転で売買です。

譲渡人は、●●●、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんは高齢で、耕作が困難なこと、後継者もいないことから農地を手放すこととし、譲受人の●●●さんは規模拡大の意向があることから合意に至り、双方連名により本申請に至ったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳で、田が約2町4反、畑が約6反のあわせて3町の農業経営に従事されおり、年間農作業従事日数は、ご本人さん60日、奥さん60日、息子さん20日、お父さん150日、お母さん150日となっています。

次に場所ですが、現地については2月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から、北西へ約3.3kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●さんの自宅から約0.5kmの位置にあります。●●●から●●●に向かう県道があって、そこから入って行くと●●●集落があり、こちらに●●●があります。先月売買があったところの隣になります。

當農計画ですが、申請地はこれまで田として利用されており、取得後も田として耕作する予定で、水稻や野菜等の作付け予定です。

農機具については、トラクター2台、管理機2台、草刈機7台、軽トラック2台運搬車1台、動噴1台を保有され、ほかに共同利用の田植機、コンバインを利用される予定です。作物については、道の駅等の販売所に出荷予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 今事務局の説明があったとおり、2月4日に●●●委員さん、●●●推進委員と私と事務局の5名で現地確認しました。先月の総会にも同じ案件が出たと思いますが、高齢で地元にいらっしゃらないので、農地を手離して地元の人にやってもらうということで、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(全員举手)

議長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第5項の説明をお願いします。

事務局 それでは、第5項についてご説明します。

(スクリーンに位置図を表示)

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畠、面積552m²外6筆、田の面積が7,284m²、畠の面積が3,151m²、合計10,435m²です。譲受人は、●●●、●●●で、耕作面積は226,247m²です。権利の種類は所有権移転で売買です。譲渡人は●●●の公●●●です。

申請の理由ですが、●●●地区で畜産業を経営している●●●さんは、これまで組合員等が所有している農地を借り受けて耕作されていましたが、このたび所有者から法人へ売り渡すこととなり、●●●の農地売買等事業を活用して農地を取得するもので、1月に所有者から公社への所有権移転が完了したため、このたび、●●●から●●●へ所有権移転するための申請書が提出されたものです。

譲受人の●●●は、肉用牛の繁殖・肥育一貫経営をされており、認定農業者であり、約22町6反の農地を耕作管理されています。

次に場所ですが、現地については、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●委員さん、事務局で確認しました。申請地は、●●●から東へ約3.2kmの地点にあり、着色した箇所となります。こちらに●●●から●●●に向かう県道があって、ここが●●●のところですが、牛舎がここにあります。その前の農地です。前回かなりの売買がありましたが、その残りを売買されるもので、若干の土地が残りますが、一応今回で所有者移転は終わるようでございます。

當農計画ですが、取得後もこれまでどおり、飼料作物の栽培をさ

農機具の保有状況は、トラクター5台、牧草収穫作業機械、ショベルローダ5台、フォークリフト2台、トラック6台等を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 それでは、●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第3番 今事務局の説明のとおりで十分だと思います。先般、●●●の話をしたと思いますが、その続きで、●●●から●●●への所有権移転でございます。●●●につきましては、中国ブロック大会で大変優秀な成績をおさめられていますし、●●●も販売されていますので、スーパーなどご利用の際にはご購入よろしくお願いします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第5項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第9号「空き家に附属する農地の指定について」を、議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第9号、第1項についてご説明いたします。議案は5ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

(スクリーンに位置図を表示)

まず、議案につきましては、空き家に附属する農地の別段面積1アールに係る案件で、萩市空き家に附属する農地の別段面積基準に基づき指定を行うものです。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積243m²外3筆、合計2,911m²です。申請人は、●●●の●●●さんです。

現地につきましては、2月4日、●●●地区担当の●●●委員さん、事務局で現地調査を行いました。申請地は、●●●から東へ約1kmの地点にあります。●●●さんのご自宅がこの辺りになります。●●●がここで、家のすぐ上が傾斜地の崖になっています。ここに水田がありますが、これについては合意解約の話が進んでおります。空き家バンクに登録されていたことの確認書が添付されており、適用条件を満たしています。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第17番 2月4日に事務局3名と担当の行政書士さんとで現地確認しております。これにつきましては、空き家に附属する農地の関係とすることです。将来、売買の契約が決まりますと3条申請が出ると思います。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたします。

議長 議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第10号第1項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月4日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ約1.8km、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。申請地は、●●●、登記、現況地目とともに畠、面積337m²です。転用者は、●●●、●●●さんと●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。転用目的ですが、転用者の●●●さんご夫婦が申請地を取得し、自己用住宅を建築するもので適当です。場所になりますが、こちらが●●●になります。こちらを●●●の方に入っていますと、つきあたりが●●●、その手前の緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側と東側は道路、西側と南側は宅地で、西側に一部、畠がありますが、隣接農地承諾書が添付されており問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように住宅を建設します。
用排水計画ですが、雨水は敷地内にためますを設置し、北側の道路側溝へ排水し、汚水は北側市道内の公共下水道へ接続させるため適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで20cmの盛土を行い、地ならしするため、土砂の流出等のおそれなく適当です。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第10番 この件につきましては、2月4日に事務局と●●●推進委員、私の4名で現地調査をしました。内容につきましては、事務局からのご説明のとおりでございまして、周囲も住宅地であり、農地が残っているようですが、柑橘が数本あるだけで、昔の転用許可が漏れていたのではなかろうかという区画整備のしかたで、現状は農地の登記になっておりますので、隣接農地承諾書をいただきもらいました。全体的には住宅地となっていますので、問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第2項の説明をお願いします。

事務局 議案第10号第2項についてご説明します。議案は7ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

2月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から北へ150m、過去に公共投資のあった集団の農地のなかにある第1種農地です。申請地は、●●●、登記・現況地目ともに田、面積663m²外1筆、合計で999m²です。転用者は、●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、転用者の●●●さんは現在、●●●地域の他地区に居住されますが住環境が不便なため、申請地を取得し自己

用農家住宅と農業用倉庫を建築するもので適当です。第一種農地の事案となります、地域において居住する者の日常生活上必要な住宅で集落に接続して設置されるものであり、規則第33条第4号に該当し許可の対象となるものです。場所になりますが、先ほど第3条で申請があつたのがこちらになり、その隣になります。当初1筆であつたのを分筆されて、この着色した箇所を転用するようになります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は水路、西側は道路、南側の農地は先ほど議案第8号第2項にありましたように農地法3条により取得されます。また、東側に農地がありますが、住宅建設のために転用された際の残地のようになっており、共同で側溝を設置されていますが特に問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

配置図ですが、この赤枠で囲った箇所となります。申請地にこのように住宅と倉庫を建築します。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で水路へ排水し、汚水は市道内の農業集落排水設備へ接続させるため問題ありません。

被害防除計画ですが、50cmの盛土を行い整地し、境界には重力式擁壁を設置するため土砂の流出のおそれではなく適当です。なお、市農政課で農用地からの除外の手続きを行っていましたが、2月12日付けで県より異議ない旨の回答が出ています。以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第15番 ただ今事務局より詳しく説明がありましたので、補足することもございませんが、2月7日に●●●推進委員と、事務局とで現地調査を行いました。議案第8号でご説明いたしましたとおり、転用者の●●●さんが農業規模の拡大をしたいということで、現在住んで

が、息子さんと通勤農業をされる予定のようです。土地はご本人の農地が隣にありますが、あとは道路や水路などで、他人の農地には隣接していないので、特に問題はありません。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第11号「農業委員の辞任に関する同意について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第11号農業委員の辞任に関する同意についてご説明いたします。

これにつきまして、三見地区の吉村榮子農業委員さんから、令和2年2月12日付けで病気療養のため農業委員の職を辞任したいとのことで、辞任願が提出されています。辞任願については会長に確認していただきました。

1月に吉村委員のご家族が事務局に来られ、すでに県外の病院に入院しております、今後農業委員としての活動ができる状態ではないことをお聞きしました。大変残念なことではありますが、辞任の理由はやむを得ないものと判断し、農業委員の辞任について、同意案件として提出いたしました。

農業委員の辞任に関しましては、議案9ページをご覧ください。農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、委員は正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっています。

市長の同意については、本会の同意を得た上で求めることとしております。

なお、欠員に伴う委員の補充について、萩市農業委員会の委員の任命に関する規則第9条の規定では、欠員が定数の3分の1を

超えた場合は補充しなければならないとされており、今回欠員の補充は行いません。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言がある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 ないようですので、採決いたします。議案第11号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、農業委員の辞任について同意することを決定いたしました。

(報告事案-1)

議長 議案第12号「非農地判断について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号、非農地判断についての説明をいたします。議案10ページと議案第12号（別紙）の一覧表をご覧ください。

農業委員会は、「農地法の運用について」第3の1の（3）のウ及び第4の規定に基づき、利用状況調査等の結果、既に森林の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされています。

今回、別紙の一覧表に記載してある土地は、本年度の利用状況調査（農地パトロール）等により確認し、再生利用が困難な農地であり、農地法第2条第1項にいう「耕作の目的に供される土地」に該当しないと判断したものです。

別紙の一覧表は地域ごとに通し番号を付し、集計しています。各地域の合計ですが、旧萩地域105筆、177, 501m²、川上地域63筆、40, 636m²、須佐地域12筆、11, 391m²、旭地域57筆、42, 918m²、福栄地域77筆、108, 191m²、全体の合計で314筆、380, 637m²です。

今年度の利用状況調査では、荒廃農地ではなく、耕作の継続が必要な農地を重点的に確認したため非農地判断を行わない地域もありました。非農地判断を行った土地については、農地台帳の整理及び所有者

た。非農地判断を行った土地については、農地台帳の整理及び所有者への通知等を行うこととなります。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 多くの農地が非農地判断ということになりますが、よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で議案第12号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議長 議案第13号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を、議題とします。
第1項から第3項まで一括して説明をお願いします。

事務局 議案第13号第1項から第3項についてご説明いたします。議案は12ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項、●●●、登記地目、現況地目ともに田、面積776m²の内78.5m²、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農機具倉庫の敷地拡張と農機具の進入路です。

届出地は、●●●から東へ4kmに位置し、東側は河川、西側、南側は道路、北側は宅地となっています。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で道路側溝へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除計画については、50cmの盛土を行うもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。場所ですが、●●●から北側に入った所になります。先月同じように届出がありました。農機具倉庫の建設と合わせて、もう少し敷地を広げたいのと、建設のための進入路をそのまま農機具の進入路として残されるということです。

(スクリーンに位置図を表示)

次に第2項、●●●、登記、現況地目ともに田、面積447m²の内40m²、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農道です。

届出地は、●●●から北へ2.5 km位置し、北側は道路、西側は宅地、南側は山林、東側は転用者の農地となっています。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で水路へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除計画については、切土、盛土は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれではなく適当です。場所ですが、●●●になります。ここに県道があつて、こちらの緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに位置図を表示)

次に第3項、●●●、登記、現況地目ともに畠、面積458m²の内70m²、転用者は●●●の●●●さんで、転用目的は農道の設置です。

届出地は、●●●から西へ3.2 km位置し、北側は道北側、東側、南側は道路、西側は転用者の農地となっています。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で水路へ流入、汚水は発生しないので適当です。

被害防除計画については、切土、盛土は行わず、整地のみを行うもので、土砂の流出等のおそれなく適当です。場所ですが、こちらが●●●の農園になります。こちらの緑で着色した箇所となります。以上、届出がありましたので報告します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第13号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第14号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。第1項から2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第14号農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。議案は14ページです。

第1項、●●●、地番●●●番、地目、登記・現況ともに田、面積1, 160m²外8筆、田の合計が、13, 811m²、賃貸人は●●●の●●●で、賃借人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。

第2項、●●●、地番●●●番、地目、登記・現況ともに田、面積1, 597m²、外5筆、田の合計が、8, 181m²、賃借人は●●●の●●●で、賃貸人は●●●の●●●で、権利の種類は合意解約で、解約後は別の耕作者と利用権設定されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、議案第14号の報告は終わります。

(報告事案-4)

議長 議案第15号「水田埋立による畑地造成の届出について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第15号第1項、水田埋立による畑地造成の届出についてご説明します。議案は16ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

届出地は●●●、地目は登記・現況ともに田で、面積1285m²、届出者は●●●の●●●さんです。届出地は、●●●地区のこちらで、●●●があって、●●●に向かってこちらが●●●になります。●●●さんの自宅が近くにあり届出地がこちらの着色した箇所になります。

畑地造成後は栗や柑橘を栽培するもので、造成にあたっては産業廃棄物を投棄しないこと、埋立て完了後は畑として耕作すること等についての誓約書が添付されており、令和2年2月7日付けで承認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 発言がないようですので、以上で議案第15号の報告は終わります。

(報告事案-5)

議長 議案第16号「現況確認書の交付について」を議題に供します。

議長 第1項から第3項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第16号についてご説明いたします。議案は18ページです。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から南東へ1kmに位置する●●●、登記地目は畠、面積662m²、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は約50年前から耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地は竹が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。場所につきましては、空き家に附属する農地の指定がありましたが、そちらの関連です。●●●があって、こちらが●●●地区、●●●地区、●●●の下側にある、緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項申請地は、●●●から北西へ800mに位置する●●●、登記地目は畠、面積1894m²、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は長年耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地は灌木が生えクズ等が繁茂しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。場所ですが、●●●のこちらが●●●、小中学校があつてこちらの緑で着色した箇所となります。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第3項申請地は、●●●から南へ3.3kmに位置する●●●、登記地目は田、面積461m²、申請人は●●●の●●●さんです。

申立てによると、申請地は平成6年以降、隣接する宅地と一体利用し、現在に至っている。本調査によると、申請地は申立てどおり隣接する●●●番及び●●●番の宅地と一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

場所ですが、●●●地区になります。●●●があって、こちらが●●●に行く方の曲がってすぐのこちらになります。自宅がこちらで、その隣接する緑で着色した箇所となります。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第16号の報告は終ります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時35分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和2年2月18日

萩市農業委員会会長 片岡 篤雄

委員 鈴田 知美

委員 中村博子